



# 浦野家通信



〒550-0013  
 大阪市西区新町1-2-9  
 日宝四ツ橋新町ビル5F  
 Tel:06-6536-7560  
 浦野会計事務所  
 第56号  
 発行人：所員一同

料金別納  
郵便

夏を思わせるようないい陽気がつづいておりますが  
 いかがお過ごしでしょうか。  
 三度目となる緊急事態が発令となりました。  
 せっかくの連休ですが不要不急の外出を控え  
 より一層感染予防をしてご体調お気を付けください。

## 5月の予定

10日(月)

・4月分源泉所得税  
 住民税の特別徴収税額の納付

31日(月)

- ・3月決算法人の  
確定申告と納税
- ・9月決算法人の  
中間申告と納税
- ・6月9月12月決算法人の  
3ヶ月ごとの消費税中間申告
- ・4月分社会保険料納付

※個人の住民税の特別徴収税額の通知



引き続き訪問・来所を控えさせて頂こうと検討しております。  
 可能な限り郵送やメールお電話でのご対応をお願いしております。  
 対面での対応はマスク着用にて  
 対応させていただきますがご容赦ください。  
 しっかりと対策していきますので  
 ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

浦野会計事務所では「**チャットワーク**」を導入してます。  
 チャット形式なので過去のやり取りが見やすく「**Zoom**」にも  
 対応しており今後の非対面の打合せが増えた際にも  
 役立つと考えております。

- ・iPhone/iPadアプリは **iTunes** ページから  
ダウンロードできます。
- ・Androidアプリは **Google play** ページから  
ダウンロードできます。

携帯でアプリをダウンロードしていただくと通知がきたり  
 LINEと同じように写真なども送ることができ便利です  
 ご検討お願いいたします！  
 (個別にもご提案させていただきます)

感染予防とチャットワーク

## 今月のおすすめ

浦野会計事務所のご近所さんの『富久重ホルモン』さんです。  
 創業が昭和44年、松山の焼肉屋さんのお大阪店です。  
 お昼時には、外で並ばれている人気のお店です。  
 ランチは、1,000円前後で焼肉定食がイートインできます。  
 テイクアウトもできます。テイクアウトのお弁当を注文すると焼いてくださるので、  
 焼きたてホカホカのお肉を頂けます。  
 イートインでは、お肉も美味しかったのですがわかめスープもやさしい味で美味しかったです。



## 中小法人・個人事業者のための一時支援金について

先月号でもご紹介いたしましたが「緊急事態宣言の影響緩和」に係る中小法人・個人事業者のための一時支援金について再度掲載させていただきます。

(概要) 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者の皆様へ「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金が給付されます。

(要件)

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること（緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること）
- ② 2019年比又は2020年比で2021年1月、2月、又は3月の売上が50%以上減少していること

(申請期間)

2021年3月8日～5月31日



(給付額の計算)

2019年又は2020年の対象期間(※1)の合計売上ー2021年の対象月(※2)の売上×3

上限は、中小法人等については、60万円、個人事業者が30万円となります。

(※1) 対象期間・・・1月～3月

(※2) 対象月・・・対象期間内に2019年又は2020年の同月と比較して緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

一時支援金の申請にあたっては登録機関による**事前確認が必要**となります。

弊所も登録機関に登録しておりますので随時対応させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

## テレワークに係る費用等と給与課税の関係



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い従業員へのテレワーク（在宅勤務）を推奨し実施する企業が増加しています。テレワーク拡大に伴いテレワークに係る従業員負担の費用や事務用品の支給も必要となってきますが、費用負担の方法や事務用品の支給についてはその支給の方法によっては給与として取り扱い源泉徴収をしなければならなくなる場合があります。

### ① 在宅勤務手当と給与課税

企業が在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については従業員に対する給与として課税する費用はないが、企業が従業員に在宅勤務手当（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも金銭の返還する必要がないもの）を支給した場合には従業員に対する給与として課税する必要があります。

### ② 在宅勤務に係る事務用品等の支給

企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に対して事務用品（パソコン等）を支給した場合（所有権が従業員に移転する場合）には従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

税務調査等で現物給与（支給したもの）として指摘されないためにも、業務で使用するために企業が従業員に貸与していること、テレワーク以外に使用しないことを明らかにするため備品台帳や貸与の規定を作成し一定の管理を行うことが勧められます。

### ③ レンタルオフィスに係る課税関係

従業員が、勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して在宅勤務を行った場合、①従業員が在宅勤務に通常必要な費用としてレンタルオフィス代等を立替払いしかつ②業務のために利用したものとして領収書等を企業に提出してその代金が精算されているものについては従業員に対する給与として課税する必要はありません。